平成２６年（フ）第１７号
大阪市東淀川区豊新１丁目18番18―306号
債務者　橋本　幸平
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９号
大阪府枚方市三栗１丁目１番24―801号
債務者　森　　妙子（旧姓木境）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６号
大阪府門真市柳町９番18―201号、前住所大阪府門真市元町１番３―305号
債務者　新中　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６号
大阪市都島区友渕町１丁目３番２―1410号
債務者　西村　信義
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９７号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目28番18―603号
債務者　滝波　浩司
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９号
福岡県大牟田市恵比須町６番地５
債務者　成清　　健（旧姓中野・古賀）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１００６号
東京都町田市木曽東２丁目８番13―204号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１５４号
東京都西東京市新町２丁目２番２号ドムス武蔵野203号
債務者　岸　　惠子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１６４号
東京都福生市大字熊川761番地１アルカディア熊川102号室
債務者　曾我　寛之
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１３８号
東京都国立市西１丁目２番地の12メゾンマッシュ201
債務者　田村亜梨抄（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１号
川崎市川崎区田島町21番17号　染谷荘１Ｆ
債務者　森田　正剛
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１９９号
横浜市旭区善部町45番地２　善部ハイデンス202
債務者　雪下　晃弘
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８３号
横浜市都筑区北山田７丁目４番４―507号
債務者　石合由美子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１８号
神奈川県大和市柳橋３丁目11番地37　さくらハウス201
債務者　谷合　　勝
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３２７号
横浜市青葉区市ケ尾町1152番地７　ブルガード市ケ尾203
債務者　日暮　弘通
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３５号
横浜市神奈川区大口仲町169番地１
債務者　岩東　泰三
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６３号
北海道旭川市春光６条８丁目３番17号　春光423ハイツＡ棟205号室
債務者　今津　雅人
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部